

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年	次	事	項
明 治	4 年	7 月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札取与並収税法規則の制定
明 治	8 年	2 月	酒類税則の制定
明 治	13 年	9 月	酒造税則の制定
明 治	26 年	4 月	酒精営業税法の制定
明 治	29 年	3 月	酒造税法の制定
明 治	34 年	10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明 治	34 年	12 月	麦酒税法の制定
明 治	38 年	1 月	酒造組合法の制定
昭 和	13 年	4 月	酒類販売業が免許制度となる
昭 和	14 年	3 月	酒類の価格が統制価格となる
昭 和	15 年	3 月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭 和	16 年	11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭 和	18 年	4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定
昭 和	19 年	4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭 和	22 年	3 月	酒類業団体を酒類業組合法に改正
昭 和	23 年	7 月	酒類業組合法の廃止
昭 和	24 年	6 月	国税庁が発足
昭 和	28 年	2 月	酒税法（現行法）の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法・現行法）の制定
昭 和	35 年	10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭 和	37 年	4 月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への 従価税制度の採用、申告納税制度の採用）
昭 和	39 年	6 月	基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭 和	42 年	6 月	登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平 成	元 年	4 月	酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税 率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平 成	6 年	4 月	酒税法の一部改正（ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等）
平 成	9 年	10 月	酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る 税率の見直し）
平 成	10 年	5 月	
平 成	12 年	12 月	酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年 者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）
平 成	15 年	4 月	酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）
平 成	15 年	7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（時限立法、平成18年 8月に緊急調整地域の指定が失効）
平 成	15 年	9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関す る命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設）
平 成	18 年	5 月	酒税法等の一部改正（酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）
平 成	29 年	6 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、 酒類販売管理研修の義務化等）
平 成	30 年	4 月	酒税法の一部改正（酒類の品目の定義改正）